

「アプライアンスに関する特則」の条件は、「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」の条項に追加されるものであり、ライセンシーが、NI+C から「サブライセンス プログラム・パッケージ（アプライアンス製品）」を取得する場合に適用されます。「本特則」は「PoE」に記載の「プログラム・サービス期間」が終了また満了となるまで有効に存続するものとします。「本特則」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」の条項間における諸条件に相違がある場合は（その限りにおいて）、「本特則」が「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」に優先するものとします。

1. 定義

「アプライアンス」とは、汎用コンピューティング・タスクのためではなく特定機能のために設計され、NI+C がライセンシーに提供する、「プログラム・コンポーネント」、「機械コンポーネント」および「機械コード・コンポーネント」から構成される製品をいいます。

「カスタマー・セットアップ機械コンポーネント」とは、「IBM 機械コンポーネント」で、ともに提供される説明書に従ってライセンシー自身が据付を行うものをいいます。

「引渡日」とは、

a) 「カスタマー・セットアップ機械コンポーネント」の場合は、ライセンシーの「アプライアンス」の納品書または領収書の日付を「引渡日」とします。ただし、NI+C がライセンシーに対してこれと異なる通知をした場合を除きます。

b) NI+C が据付ける「IBM 機械コンポーネント」の場合は、NI+C が据付けた日の翌営業日、またはライセンシーが据付を延期した場合は、据付可能日の翌営業日とします。

・「技術変更」とは、「機械コンポーネント」の部品または「機械コード・コンポーネント」の設計等を含む、導入済みの「機械コンポーネント」の一部の設計を変更する更新をいいます。

・「IBM 機械コンポーネント」とは、IBM のロゴが付いている「機械コンポーネント」をいいます。

・「機械コード・コンポーネント」とは、「仕様」で定められた「機械コンポーネント」の機能を実行するために、「IBM 機械コンポーネント」とともに提供されるマイクロコード、基本入出力システム（BIOS）、ユーティリティ・プログラム、デバイス・ドライバ、診断プログラムおよびその他のコード（適用されるライセンス条件における例外規定に従います。）をいいます。

・「機械コンポーネント」とは、ハードウェア・デバイス、その機構、コンバージョン、「アップグレード」、要素もしくは付属品、またはそれらの組み合わせをいいます。「機械コンポーネント」には、NI+C がライセンシーに提供する「IBM 機械コンポーネント」および第三者の「機械コンポーネント」（その他の装置も含まれます。）が含まれます。

・「プログラム・コンポーネント」とは、「機械コンポーネント」にプリインストールされた「NI+C プログラム」、「IBM プログラム」または「第三者プログラム」をいいます。

・「アプライアンス・サービス」とは、NI+C がライセンシーに提供する作業、支援、サポートの実行をいい、「本特則」の「別紙」に定められます。

・「仕様」とは、「機械コンポーネント」固有の情報をいいます。

・「アップグレード」とは、「機械コンポーネント」のリソースまたは機能を変更、追加、取り外し、有効化または無効化する、「機械コンポーネント」に対する変更をいいます。かかる各変更は、「機械コンポーネント」のコンバージョンにより、または「機械コンポーネント」の機能の交換、追加、取り外しもしくはコンバージョンにより行われますが、「機械コンポーネント」に対して NI+C または IBM が発表およびサポートする範囲に限るものとします。

上記の他、「本特則」で定義されていない用語は、「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」の定義によります。

2. 「プログラム・コンポーネント」

NI+C は、「プログラム・コンポーネント」および「機械コンポーネント」で構成される「アプライアンス」を単独の製品として提供します。

ライセンシーは、いかなる場合も、かかるコンポーネントのいずれも、「アプライアンス」から独立して使用できないものとします。

ライセンシーは、NI+C から提供された「機械コンポーネント」、または NI+C によって交換された「機械コンポーネント」上でのみ、「本特則」に従って「プログラム・コンポーネント」を使用することが許諾されます。ライセンシーは、「プログラム・コンポーネント」の使用権を移転することはできません。

3. 「機械コンポーネント」

3.1 製造状況

「IBM 機械コンポーネント」は、新品または再製部品を用いて製造されています。また「IBM 機械コンポーネント」は、新品ではなく、一旦据付けられたものである場合もあります。ただし、いずれの場合も、「3.4」に規定する NI+C 所定の保証条件が適用されます。

3.2 所有権および危険負担

ライセンシーが NI+C から「機械コンポーネント」を直接取得した場合、「機械コンポーネント」の所有権は代金が完済された時に、ライセンシー、または該当する場合はライセンシーの賃貸人に移転します。

NI+C の資産となる部品の取り外しを伴う機構、コンバージョン、アップグレードの場合は、全ての代金ならびに取り外された部品を NI+C が受け取るまで、NI+C はその所有権を留保します。

ライセンシーの指定場所に配送されるために NI+C 指定の運送業者に引き渡すまで各「機械コンポーネント」の滅失破損の危険は NI+C が負担します。それ以降の危険はライセンシーの負担としますが、「機械コンポーネント」には、ライセンシーまたはライセンシーの指定場所に引き渡されるまでの期間を対象として、NI+C がライセンシーのために契約し、保険料を支払う保険が適用されます。何らかの滅失破損が生じた場合、ライセンシーは i) 引き渡しから 10 日以内に NI+C に書面で報告し、ii) NI+C 所定の請求手続きに従っていただくものとします。

3.3 据付

a. 「機械コンポーネント」の据付

(1) ライセンシーは、NI+C または IBM 所定の要件を満たす据付環境を用意することに同意するものとします。

(2) ライセンシーは、「カスタマー・セットアップ機械コンポーネント」および第三者の「機械コンポーネント」を、NI+C または「機械コンポーネント」の製造元から提供される手順に従って据付けるものとします。

(3) NI+C は、NI+C が据付ける場合の「機械コンポーネント」の標準据付手順を有しています。NI+C は、「機械コンポーネント」（ライセンシーが据付けを延期する「機械コンポーネント」および「カスタマー・セットアップ機械コンポーネント」を除きます。）が導入されたとみなされる前に、これらの手順を終えるものとします。出荷から 6 カ月以内に、NI+C が据付ける「IBM 機械コンポーネント」を NI+C が据付けられない場合、据付けには据付料がかかります。

b. 「アップグレード」および「技術変更」

(1) NI+C は、「機械コンポーネント」（特定の機種についてはシリアル番号で指定された「機械コンポーネント」に対してのみとなります。）に、「アップグレード」を提供します。ライセンシーは、「アップグレード」の出荷から 30 日以内に、ライセンシーが「アップグレード」を据付けること、または NI+C が据付ける場合には NI+C が「アップグレード」を据付けられるようにするものとします。特定の「アップグレード」の取引は、出荷から 30 日以内に NI+C が据付けられるようになされない場合、NI+C の判断で解約となる場合があります。この場合、ライセンシーは、「アップグレード」をライセンシーの費用負担で返却するものとします。すべての場合において、出荷から 6 カ月以内に、NI+C が据付ける「アップグレード」を NI+C が据付けられない場合、据付けには据付料がかかります。

(2) ライセンシーは、「機械コンポーネント」に「技術変更」が不可欠な場合（安全性を確保するためのものなど）、両当事者間で別途合意のない限り、**NI+C** がライセンシーに通知してから 30 日以内にこれを導入できるようにすることに同意します。

多くの「アップグレード」および「技術変更」では、部品の取り外しを伴い、取り外した部品の所有権および占有権は **NI+C** に移転します。ライセンシーは、「アップグレード」および「技術変更」の導入に際して、取り外された部品をすべて **NI+C** に返却する責任を負うものとします。該当する場合、ライセンシーは、i) 「アップグレード」および「技術変更」の導入、および ii) 取り外された部品の所有権および占有権を **NI+C** に移転することについて、所有者および担保権者から許可を得ている旨を保証するものとします。さらに、ライセンシーは、取り外されたすべての部品が純正部品であり、変更されておらず、かつ良好に稼働することを保証するものとします。取り付けられた交換部品は、取り外された部品に対する保証または保守サービスの条件を引き継ぎます。

3.4 **NI+C** 「アプライアンス」の「IBM 機械コンポーネント」に対する保証

NI+C が書面で別途定めない限り、以下の保証は、日本国内においてのみ適用されます。また、**NI+C** は、以下の保証をライセンシーのみに対し提供し、ライセンシーの「顧客」またはその他の第三者に対しては提供しません。

NI+C は、「IBM 機械コンポーネント」をライセンシーに供給するにあたり、材質上または製造上の欠陥を伴わず所定の「仕様」どおり良好に稼働することを保証します。

「IBM 機械コンポーネント」の「アプライアンス・サービス」は、「引渡日」を開始日とする所定の期間です。「サービス期間」中、**NI+C** は、「IBM 機械コンポーネント」に対し、「PoE」で **NI+C** が指定するサービスの種類に基づき、修理および交換サービスを提供します。「IBM 機械コンポーネント」が、「サービス期間」中に、**NI+C** 所定の仕様どおり機能しない場合において、**NI+C** が、i) 仕様どおり機能させるか、ii) 機能的に同等の「機械コンポーネント」と交換することができないときには、ライセンシーは、**NI+C** に当該「IBM 機械コンポーネント」を返却し、**NI+C** 所定の規定に基づき、返金を受けることができます。**NI+C** が据付ける「IBM 機械コンポーネント」を、ライセンシーが自ら据付、または第三者に据付けさせる場合、**NI+C** は、「IBM 機械コンポーネント」に対する「アプライアンス・サービス」の提供に先立ち、ライセンシーの費用負担により、当該「IBM 機械コンポーネント」を検査することができます。**NI+C** は、「IBM 機械コンポーネント」が保証サービスを受けることのできる状態にないとその裁量で判断する場合、ライセンシーは、**NI+C** に対し当該「IBM 機械コンポーネント」の保証サービスを受けることのできる状態に修復するよう要求すること、または「アプライアンス・サービス」の要求を撤回することができます。修復が可能か否かは **NI+C** の裁量で決定されるものとします。修復は、有償サービスとして提供されます。

「アプライアンス」に関する保証の範囲

本条の条件は、**NI+C** がライセンシーに対して負う保証のすべてを規定したもので、法律上の契約不適合責任（瑕疵担保責任）、商品性の保証、十分な品質の保証、特定目的適合性の保証および第三者の権利の不侵害の保証を含むすべての明示または黙示の保証責任に代わるものとします。

「3.4」に定めるサービスは、次の場合、適用されません。誤用（**NI+C** が書面で認めていない「機械コンポーネント」の性能または機能の使用等も含みますがこれに限定されません。）、事故、改造付加、不適切な設備条件もしくは稼働環境での使用、「所定の稼働環境」に合致しない稼働環境での使用、ライセンシーまたは第三者によってなされた不適切な保守、または **NI+C** 以外の者の責に帰すべき事由により生じた障害もしくは破損。「機械コンポーネント」またはその部品の識別ラベルを取り外すか、変更した場合、「IBM 機械コンポーネント」に対する保証は、無効となります。

適用除外事項

NI+C は、「機械コンポーネント」の実行が中断しないこともしくはその実行に誤りがないこと、または、すべての誤りが修正されることは保証しません。

NI+C は、「別紙」において「アプライアンス・サービス」適用外の「機

械コンポーネント」を特定します。第三者に対しては別段の指定がない限り、いかなる保証責任または保証条件も適用されません。

NI+C は、ライセンシーが **NI+C** からライセンシーへ提供された以外のマシン、ソフトウェア、システム、またはサブシステムの一部として、またはそれらと併用して「アプライアンス」を稼働させることにいかなる責任も負わないものとします。

3.5 「機械コード・コンポーネント」

「機械コード・コンポーネント」は、「機械コード・コンポーネント」とともに提供される機械コードの使用条件（「IBM 機械コードのご使用条件」、「IBM ライセンス内部コードのご使用条件」、または同等の契約）の条件に基づいて使用許諾されます。ライセンシーは「本特則」の条件に同意することで、機械コードの使用条件にも同意することになります。かかる条件の現行版は、

http://www.ibm.com/servers/support/machine_warranties/support_by_product.html

から入手することができます。機械コードの使用条件は、IBM によって適宜変更されます。変更後のご使用条件は、かかる変更の効力発生日後に提供される「機械コード・コンポーネント」にのみ適用されるものとします。

「機械コード・コンポーネント」は、「機械コンポーネント」を **NI+C** が書面で許諾したキャパシティーまたは能力を限度に、その「仕様」で定められた機能を実行させる目的でのみ使用許諾されます。ライセンシーは、「本特則」の規定および適用されるご使用条件で定めるその他の許諾または制限条件に従い「機械コード・コンポーネント」を使用するものとします。適用される使用許諾における追加の制限条件に限定されず、ライセンシーは、以下の事項を行ってはなりません。

- a) **NI+C** が「機械コード・コンポーネント」のマニュアルまたは **NI+C** が書面でライセンシーに許諾する場合を除き、「機械コード・コンポーネント」を複製、表示、移転、改変、変更、または（電子的もしくはその他の方法で）配布すること。
- b) 準拠法の強行規定がある場合を除き、「機械コード・コンポーネント」を逆アセンブル、逆コンパイル、その他翻案、またはリバース・エンジニアリングすること。
- c) 「機械コード・コンポーネント」の使用権を再使用許諾または譲渡すること。
- d) 「機械コード・コンポーネント」またはその複製物を賃貸またはリースすること。

著作権を含む「機械コード・コンポーネント」およびそのすべての複製物（元の「機械コード・コンポーネント」、その複製物、および複製物から作成される複製物を含みます。）の権利は、

International Business Machines Corporation、その子会社、または第三者が有するものです。「機械コード・コンポーネント」は、著作権で保護されており、使用許諾されるものであって、売買の対象となるものではありません。コンバージョンまたはアップグレードが「機械コード・コンポーネント」のみで構成される場合、所有権は移転されないものとします。

特定の「機械コンポーネント」のキャパシティーは、「機械コード・コンポーネント」に含まれる技術的手段によって制限されています。ライセンシーは、**NI+C** が、「機械コンポーネント」のキャパシティーを制限するためにかかる技術的手段を実装することに同意するものとします。

4. 知的財産権の保護

「アプライアンス」には「**NI+C** サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」に記載される知的財産権の保護が適用されます。

本条（知的財産権の保護）は、「アプライアンス」に含まれ、またはその一部であるコード（「第三者プログラム」または「別途使用許諾されるコード」を含みます。）の第三者である供給者に、何らの形態においても義務を課すものではありません。本条（知的財産権の保護）は、第三者からの「アプライアンス」に関する請求に対する **NI+C** の責任およびライセンシーに対する救済措置のすべてを規定したものです。

5. ライセンシーによる **NI+C** への補償

ライセンシーは **NI+C** および IBM に対して、「**NI+C** サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」で定められる補償義務に加え、第三者からの請求に対して、(i) ライセンシーによる「アプライアンス」

の許可されていない使用、(ii) ライセンシーによる準拠法（輸出法を含みます。）のいかなる違反、または (iii) ライセンシーもしくは「アブライアンス」にアクセスまたはそれを使用するいかなる人物による知的財産権、プライバシー、もしくは第三者のその他の権利の侵害から発生する、またはそれらに関連するいかなる補償を行うことに同意するものとしします。

6. 引渡し

引渡日は、書面による別段の合意がない限り予定日となります。NI+C は遅延による一切の責任を負わないものとしします。運送費は該当する場合は「取引文書」に定められます。

7. 輸出法令

NI+C による引渡しの後は、NI+C ではなくライセンシーが、当該マシン、商品および技術データの輸出者または輸入者としての役割を果たすものとしします。ライセンシーは、米国、欧州連合、およびその他の該当する裁判管轄のものを含む、適用される輸出法令、命令、政策、規制または規定に精通しており、かつそれらに完全に準拠することを保証するものとしします。ライセンシーは、「本特則」に基づき NI+C より提供されるマシン、商品および技術データ、およびその直接的生産物のいずれも、米国、欧州連合、およびその他の準拠法において禁止される国または法人に直接的または間接的に出荷するものではないと保証するものとしします。さらに、ライセンシーは、マシン、商品および技術データの輸出に関連する要件を満たし、ライセンシーの代理となる、運送業またはその他のいかなる代理業者も、必要な全ての承認を取得し、または輸出機関を判断し、かつ米国もしくは欧州における輸出船積を促進するための正しい許可を有する要件を満たさない限りにおいて、ライセンシーが全ての輸出承認の要件を判断し、全ての輸出承認またはその他の政府による輸出許可を取得し、米国またはその他の該当する全ての税関手続を行うことを保証するものとしします。

ライセンシーは、特定の「顧客」へのマシン、商品および技術データの引渡し、ならびにサービスの提供、または核、宇宙もしくはミサイル、化学および生物兵器等の禁止される最終用途に対する輸出を禁止する米国の輸出管理関連規制を含む、適用される輸出入管理法規を遵守するものとしします。

8. 注文、支払いおよび税務

ライセンシーは、注文手続きに従い、NI+C に支払いを行うことに同意するものとしします。

NI+C は、NI+C からライセンシーへの「アブライアンス」の出荷は、有効な注文またはライセンシーによる明確かつ有効な意思確認に従って行われるものとしします。

ライセンシーが、「アブライアンス」を、海外に移転、利用または使用した結果、関税、税金、賦課金または手数料（かかる「アブライアンス」の輸出入に対する源泉税も含みます。）が課せられる場合は、ライセンシーは、かかる関税、税金、賦課金または手数料を支払うことに同意するものとしします。ただし、免税書類を提示する場合は除きます。NI+C の所得に基づく税金等は除きます。

9. 遵守状況の確認

ライセンシーは、「本特則」の条件を遵守して「本特則」に基づき供給される「アブライアンス」を使用していることを証明するために十分な、書面による正確な記録、システム・ツールからの出力、およびその他のシステム情報を作成、保持し、NI+C およびその監査人に提供することに同意するものとしします。ライセンシーは、1) 各当該「アブライアンス」の使用許諾範囲を超えないことの確認、および 2) 「本特則」の条件を遵守し続けることにつき、責任を負うものとしします。

NI+C は、相当な通知を行った上で、すべてのライセンシーの事業所において、「本特則」に基づき供給される「アブライアンス」を使用（その目的は問いません。）するすべての環境で、ライセンシーの「本特則」の条件の遵守状況を確認できるものとしします。かかる確認は、ライセンシーの通常業務時間内に、必要な場合にはライセンシーの施設内において、ライセンシーの業務に差し支えない方法で行われるものとしします。NI+C は、当該確認のため、IBM および独立監査人（以下、総称して「監査人」といいます。）を使用することができるものとし、当該監査人との間で書面による機密保持契約を締結します。

本条の権利および義務は、「本特則」に基づき供給される「アブライアンス」がライセンシーの管理下にある期間中、および当該期間終了後 2 年間有効とします。

10. 責任の制限

「アブライアンス」および「アブライアンス・サービス」には、「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」に定められる責任の制限が適用されます。

11. 一般条項

「本特則」に基づく義務を NI+C が履行するために、ライセンシーは合理的に必要な範囲で、無償で安全かつ十分なお客様の（該当する場合はライセンシー「顧客」の）施設、システム、情報、人員および資源の提供（リモート・アクセスの提供も含みます。）を行うこと（およびいずれの「顧客」にもそれらを提供させること）に同意するものとしします。NI+C は、ライセンシーのかかる提供、その他「本特則」に基づくライセンシーの義務履行の遅れから生じる履行遅延または不履行につき責任を負わないものとしします。

「本特則」またはこれに関連する取引は、いかなる第三者に対して訴権または請求権をも生じさせるものではなく、またライセンシーに対する第三者からの賠償請求について NI+C が責任を負うものではありません。ただし、「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」で認められた、NI+C が法的に責任を有する身体、生命および有体物に対する第三者への賠償責任は除きます。「本特則」のもと NI+C からライセンシーへ提供されるいかなる義務、免責事項または保証は、ライセンシーのみを対象とするものとし、ライセンシーの「顧客」またはその他の第三者を対象とするものではありません。

「アブライアンス」に関する「本特則」（その「別紙」も含みます。）および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」

（適用される「取引文書」およびその他の文書）は、両当事者の完全な合意です。「アブライアンス」について、「本特則」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」若しくは「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」の条件に相違がある場合は、「本特則」が「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」および「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」に優先します。ただし、「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご使用条件」に定められた IBM が有する権利は引き続き本特則にも適用されます。

本特則の締結にあたって、「本特則」、「別紙」または「本特則」に明記されていない約定、サイドレター、メール文書、口頭（これらを含むがこれらに限定されません）の表明にいずれの当事者も拘束されないものとしします。かかる表明には i) 「アブライアンス」の性能または機能（「本特則」で明示的に保証されているものは除きます。）、ii) 他方当事者の経験または推奨、iii) ライセンシーが達成できる結果または節減などが含まれますが、これらに限定されません。

NI+C サブライセンス プログラム・パッケージ「アプライアンスに関する特則」 アプライアンス・サービスに関する別紙

第1章 一般条項

本「アプライアンス・サービスに関する別紙」（以下、「本別紙」といいます）の条件は、「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージ「アプライアンスに関する特則」」に追加されるものであり、ライセンシーが NI+C の「アプライアンス」の保証および保守サービスを取得する場合に適用されます。「本別紙」で定義されていない用語は、「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージ「アプライアンスに関する特則」」の定義によります。

1. 定義

- ・「ライセンシー交換可能部品」または「CRU」とは、「ライセンシー交換可能部品」（例えば、キーボード、メモリーまたはハードディスク・ドライブなど）と指定される「機械コンポーネント」の部品をいいます。
- ・「仕様変更」（以下、「MES」といいます。）とは、「取引文書」に定める導入済みの「機械コンポーネント」への変更をいいます。これには、特に「機械コンポーネント」の構成の一部として導入されるリソースの一部または全部の増強が含まれますが、これらに限定されません。例えば、「MES」により、サーバーに対する処理容量もしくはメモリーまたはその両方の追加、ディスク記憶装置に対する記憶容量の追加、あらゆる「機械コンポーネント」に対する入出力アダプターの追加などを行うことができます。「MES」により、「機械コンポーネント」の機能の追加もしくは取り外し、または「機械コンポーネント」の機能、モデルもしくは「機械コンポーネント」の種類の移行を行うことができますが、特定の「機械コンポーネント」に対して NI+C または IBM が発表レターで指定した範囲に限るものとします。
- ・「指定場所」とは、「サービス」が提供される所在地をいい、「補足文書」に定められます。「指定場所」に提供されたすべての「サービス」には、「本別紙」が適用されます。
- ・「通常営業日」とは、各国または地域において一般に認められている1週間における営業日をいい、日本における祝祭日および国の法定休日、および、NI+C 会社記念日（10月第3金曜日）を除きます。
- ・「通常営業時間」とは、「通常営業日」における通常の営業時間をいいます。
- ・「サービス期間」とは、NI+C が「本別紙」に従って日本国内において「アプライアンス・サービス」を提供する期間をいい、「PoE」に記載されます。

2. NI+C の責任

NI+C は、ライセンシーに対して「アプライアンス・サービス」を、「本別紙」または適用される「取引文書」および関連文書に定める条件および責任に基づいて提供します。

3. ライセンシーの責任

ライセンシーは、以下に同意するものとします。

- a. NI+C が希望する場合、発生した問題に対して NI+C がリモートからの診断および修正のために、モデムまたはインターネット経由でライセンシーの「アプライアンス」へのアクセスを提供すること。ライセンシーは、ライセンシーの施設に必要なモデムおよび電話回線を用意し、ライセンシーの「アプライアンス」への一時的なユーザー・アクセス権限を NI+C に付与する責任を負うものとします。ライセンシーは、これらのリモートからの作業の実施を自らの管理の下に行うことを保証するものとします。ライセンシーは、次の事項に対して責任を負います。i) 「本別紙」に基づく「サービス」に関してライセンシーが NI+C に提供するデータおよびデータベースの内容、ii) データのアクセス、セキュリティ、暗号化、使用および伝送に関する手続きおよび管理方法の選択および導入、ならびに iii) データベースおよび保管データのバックアップおよびリカバリー。ライセンシーの「アプライアンス」に対するリモート・アクセスが提供されない場合、問題の解決が遅延することがあります。
- b. NI+C による別段の書面による定めがない限り、それらの「アプライアンス・サービス」へのアクセスに関連する通信費（電話およびインターネットの接続費用を含みますが、これらに限定しません。）をライセンシーが負担すること。

- c. ライセンシーの施設、ソフトウェア、ハードウェア、ネットワークまたはその他のリソースを NI+C に提供する前に、NI+C またはその従

契約者が当該リソースを使用、アクセスおよび修正を行うのに必要な許諾または承認を、NI+C が「アプライアンス・サービス」を履行するのに必要な範囲で、速やかに取得すること。ライセンシーが当該許諾または承認を速やかに取得せず、NI+C の義務を履行に影響を与える場合、NI+C のサービスを実行する義務はその範囲で免責されるものとします。ライセンシーが当該許諾または承認を速やかに取得しなかったことにより、第三者が NI+C に対して請求を提起した場合、ライセンシーは、当該請求に関連して NI+C が合理的に負担する費用および損害賠償金を NI+C に対して弁済するものとします。

- d. 特定の「機械コンポーネント」の種類において、直接の問題報告、リモートからの問題判別および解決を行うために、リモート接続のためのツールまたは機器の導入および使用が要求されることがあること。

- e. NI+C が定める「アプライアンス・サービス」手順に従い、ライセンシーが当該手順に従うことを保証すること。（これらの手順には、「アプライアンス」を最新の状態で維持するために、NI+C が指定するインターネット Web サイトからダウンロード、またはその他の電子メディアからコピーした「機械コード・コンポーネント」およびその他のプログラムの更新の導入を含みます。）

- f. これらの「アプライアンス・サービス」に基づき取得した情報を、ライセンシーの要求をサポートする目的に限って使用すること。

4. NI+C の「アプライアンス・サービス」

4.1 サービス提供時間

NI+C がそれぞれの「アプライアンス」に対して「アプライアンス・サービス」を提供する時間は、「NI+C サブライセンス プログラム・パッケージのご提供条件」に記載の時間に準じます。ただし、別途オプションを付加することによりサービス提供時間を変更できる場合があります。

4.2 「IBM 機械コンポーネント」の「アプライアンス・サービス」

NI+C は、「機械コンポーネント」を所定の「仕様」どおりの状態に維持または回復するために、特定の種類の「サービス」を提供します。NI+C は、自らの裁量により、i) 故障した「機械コンポーネント」に対する修理または交換を行い、また、ii) ライセンシーの所在地またはサービス・センターのいずれかにおいてサービスを提供します。NI+C は、「IBM 機械コンポーネント」に適用される特定の「技術変更」を管理および導入するほか、予防保守を実施することもあります。いかなる NI+C サービスの「アップグレード」も、i) 該当する場合には、指定されたシリアル番号が付与されている「機械コンポーネント」に対して導入されなければならないものとし、かつ ii) 「アップグレード」に適合できる「技術変更」レベルにある「機械コンポーネント」に限定されるものとします。

ライセンシーが故障した「機械コンポーネント」を NI+C に引き渡すことが必要な種類の「サービス」の場合、ライセンシーは適切に梱包した状態で（NI+C による別段の定めがない限り送料前払いで）、NI+C が指定する場所に送付することに同意するものとします。NI+C は、「機械コンポーネント」を修理または交換した後、別段の定めがない限り、NI+C の費用負担でライセンシーに返送します。i) NI+C の占有中、または ii) NI+C が運送料を負担する輸送中に生じたライセンシーの「機械コンポーネント」の滅失破損については、NI+C が責任を負います。ライセンシーは、以下に定めることを自らが行うことについて同意するものとします。

- a. ライセンシーが所有しない「機械コンポーネント」に NI+C がサービスを提供する場合、その所有者から承諾を得ること。
- b. 該当する場合、NI+C が「サービス」を提供する前に以下を行うこと。
 - (1) NI+C が定める問題判別およびサービス依頼手順に従うこと。
 - (2) 「機械コンポーネント」に含まれるすべてのプログラム、データのバックアップを行うこと、および資産等を保護すること。
 - (3) 「機械コンポーネント」の場所の変更を NI+C に通知すること。
- c. 何らかの理由で「機械コンポーネント」を NI+C に返却する場合、

(1) 「機械コンポーネント」からすべてのデータを確実に消去すること。かかるデータには、i) 「個人データ」と、ii) 機密情報または専有情報およびその他のデータが含まれますが、これらに限定されません。

「個人データ」の除去または削除ができない場合、ライセンシーは当該情報が準拠法の下で「個人データ」としてみなされなくなるように（匿名にするなどの手段で）変換することに同意するものとします。

(2) NI+C に返却する「機械コンポーネント」から、すべての現金等を取り出すこと。NI+C は、NI+C が「機械コンポーネント」とともに提供していないいかなる現金等、プログラム、またはライセンシーが NI+C に返却する「機械コンポーネント」に含まれているデータについても責任を負わないものとします。

(3) NI+C は、「本特則」に基づく責任を履行するために、「アブライアンス」の全部または一部を海外に所在する他の NI+C または第三者の拠点に送付する場合があります、ライセンシーは NI+C のかかる行為を認めるものとします。

4.2.1 交換

「アブライアンス・サービス」にて、部品または「機械コンポーネント」の交換を伴う場合、NI+C によって交換された旧部品または機械は NI+C の所有物となり、交換部品または機械はライセンシーの所有物となります。ライセンシーは取り外された部品が NI+C 純正部品であり、変更されていないことを保証するものとします。取り付けられた交換部品または機械は新品でない場合もありますが、良好に稼働し、少なくとも交換された旧部品または機械と機能的に同等のものとします。取り付けられた部品または機械は、取り外された部品または機械に対する「アブライアンス・サービス」の条件を引き継ぎます。ライセンシーは、NI+C が部品または「機械コンポーネント」の交換を行う前に、NI+C のサービスが適用されないすべての機構、部品、オプション、改造物、および付加物を取り外し、かつライセンシーが取り外すことを保証するものとします。ライセンシーは、i) 部品または「機械コンポーネント」にその交換を妨げる法的義務または制限がないことを保証すること、および ii) 取り外された部品の所有権および占有権を NI+C に移転することに同意するものとします。

「IBM 機械コンポーネント」の一部の「アブライアンス・サービス」においては、NI+C はライセンシーによる取り付けのための交換品を提供します。かかる交換は、i) 「CRU」または ii) 「機械コンポーネント」全体である場合があります。ライセンシーは、「CRU」または「機械コンポーネント」の取り付けを NI+C に依頼することができますが、有償となります。NI+C は、ライセンシーの「機械コンポーネント」とともに、またライセンシーの要求に応じていつでも情報および交換手順を提供します。NI+C は、故障した「CRU」または「機械コンポーネント」を NI+C に返却する必要があるかどうかを、交換品とともに出荷する資料にて明記します。返却が必要な場合、返却の指示および返送用梱包材が交換品と一緒に送付され、故障した「CRU」または「機械コンポーネント」がライセンシーの交換品受領から 15 日以内に NI+C に到着しない場合、ライセンシーに対して交換品の代金が請求されることがあります。

上記に関わらず、ライセンシーが「ハード・ディスク保持オプション」を購入した場合、NI+C は「本特則」に定められている「IBM 機械コンポーネント」の「サービス」を修正し、NI+C が「アブライアンス・サービス」の過程で交換した欠陥のあるハード・ディスクをライセンシーが保持できるようにします。ライセンシーがハード・ディスクの交換が必要となる問題を報告した場合、交換するハード・ディスクは NI+C が提供し、取り外された欠陥のあるハード・ディスクは、ライセンシーの所有物として、ライセンシーによる処分のために、ライセンシーに提供されます。

PoE にて、「ハード・ディスク保持オプション」の対象となる「アブライアンス」を特定するものとします。

ライセンシーは、「ハード・ディスク保持オプション」に関して、以下に同意するものとします。

- 欠陥ハード・ディスクを NI+C から受け取るライセンシーの代表者を指定すること。
- 欠陥ハード・ディスクを生産的な用途に使用しないこと。
- 保持したすべての欠陥ハード・ディスクを、適用される環境法規制に従って処分すること。

取り外された欠陥ハード・ディスクに含まれている可能性のあるデータの滅失もしくは開示、またはその毀損について、NI+C は責任を負わ

ないものとします。

4.2.2 適用除外

修理または交換「サービス」は、以下に対しては適用されません。

- アクセサリ、サプライ品、消耗品（バッテリー、プリンター・カートリッジなど）、および構造部品（フレーム、カバーなど）
- 不正使用、事故、修正、不適切な物理的環境もしくは稼働環境、またはライセンシーもしくはライセンシーの「顧客」を含む第三者による不適切な保守により生じた「機械コンポーネント」の損傷
- 「機械コンポーネント」もしくは部品の識別ラベルが除去または変更されている「機械コンポーネント」
- NI+C が責任を負わない製品により引き起こされた故障
- 改造された「機械コンポーネント」のサービス
- ライセンシーまたはライセンシーの「顧客」によって NI+C が書面で許諾した範囲を超えるキャパシティまたは能力で使用されている「機械コンポーネント」のサービス
- ライセンシーまたはライセンシーの「顧客」の故意若しくは過失、または、天災等の不可抗力によって生じた故障
- 機械のオーバーホール
- セットアップ作業、ファームウェアの適用作業、移設作業

4.2.3 「アブライアンス・サービス」のアップグレード

一部の「機械コンポーネント」では、ライセンシーは、「サービス期間」中に、「機械コンポーネント」に対する標準の「アブライアンス・サービス」を、「取引文書」で定める「アブライアンス・サービス」（以下、「アブライアンス・サービス・アップグレード」といいます。）にアップグレードできる場合があります。NI+C は、「アブライアンス・サービス・アップグレード」については「取引文書」で定める別途料金を請求します。ライセンシーは、「サービス期間」中において「アブライアンス・サービス・アップグレード」を終了すること、または、別の「アブライアンス」に移転することはできません。

「サービス期間」が満了すると、「機械コンポーネント」は、標準の「アブライアンス・サービス」に変更されますが、「アブライアンス・サービス・アップグレード」が利用可能な場合には、ライセンシーが選択した「アブライアンス・サービス・アップグレード」のレベルになります。

4.3 「アブライアンス・サービス」のオプション

一部の NI+C 「アブライアンス」では、ライセンシーは「取引文書」に定める追加の「サービス・オプション」（以下、「サービス・オプション」といいます。）を付加できる場合があります。NI+C は、これらの追加「サービス・オプション」を、「補足文書」に定める記述に従って提供します。NI+C は、「サービス・オプション」については「取引文書」に定める別途料金を請求します。

ライセンシーは、「サービス期間」中において「サービス・オプション」を終了すること、または、「サービス・オプション」を別の「アブライアンス」に移転することはできません。

5. 「IBM 機械コンポーネント」の「アブライアンス・サービス」

NI+C は、「アブライアンス・サービス」期間中、「IBM 機械コンポーネント」に対して、「本別紙」に定める「アブライアンス・サービス」を提供します。この「IBM 機械コンポーネント」に対する「アブライアンス・サービス」は、以下により構成されます。

- システムの問題が「IBM 機械コンポーネント」または「プログラム・コンポーネント」のいずれに関連するかを判断するための、リモートからのライセンシーのサポート（問題判別）
- 該当する場合に、「IBM 機械コンポーネント」を所定の「仕様」どおりの状態に維持または回復するための、「アブライアンス」の「IBM 機械コンポーネント」に対する「アブライアンス・サービス」の種類に応じたオンサイトおよびリモート診断サービスならびに修復保守サービス
- 「取引文書」に定める「アブライアンス」の「IBM 機械コンポーネント」において提供可能な場合、以下を実施する目的での監視用「プログラム」の導入
 - 永続エラーの検出および分析
 - 一時エラーの相互関係の比較
 - メディアの問題の判別および報告

NI+C は、すべての監視用「プログラム」の権利を留保します。ライセ

ンシー、および該当する場合はライセンシーの「顧客」は、NI+C の要求に従って、「本別紙」に定める「アブライアンス・サービス」を NI+C が提供できるようにするために監視用「プログラム」を実行する場合に限り、その使用が許諾されます。

d. NI+C が必要と考える NI+C の製造、技術および開発拠点のサポート専門員によるサービス

e. 「対象機械」の保守可能性、パフォーマンスもしくは安全性を向上させるのに必要で適用可能な標準の「技術変更」、または現場での変更指示の計画、スケジューリング、および導入

f. 電子的サポート設備の設置および実装におけるライセンシーのサポート

g. NI+C 担当者に使用を限定したリモートからの診断のための電子的機器の起動による、「取引文書」に定める「アブライアンス」の「IBM 機械コンポーネント」に対する修正および更新の適用

6. 「アブライアンス・サービス」の保証

NI+C は、合理的な範囲の注意義務およびスキルをもって、かつ、その時点での「アブライアンス・サービス」の記載に従って、NI+C のそれぞれの「アブライアンス・サービス」を提供することを保証します。

7. 「アブライアンス・サービス」の期間および更新

「アブライアンス・サービス」の最初の「サービス期間」は、「アブライアンス」の出荷日より 1 年間となりますが、PoE に記載される期間と異なる場合は、PoE 記載の期間が優先されます。

ライセンサーが「アブライアンス・サービス」を継続することを希望する場合、「アブライアンス・サービス」および「プログラム・サービス」両方の継続契約を、「サービス期間」の満了日前に、NI+C と締結することにより、「サービス期間」は更新されます。

継続「アブライアンス・サービス」は、原則として、最初の「サービス期間」中と同レベルで提供されるか、もしくは最初の「サービス期間」中にライセンシーが選択した「アブライアンス・サービス・アップグレード」のレベルで提供されます。継続「アブライアンス・サービス」の「サービス期間」は、継続契約締結後に発行される PoE に記載されます。ライセンシーは、更新された「サービス」期間の満了日前に、NI+C と締結することにより、更に「サービス期間」を更新することができます。

ライセンシーは、継続して「アブライアンス・サービス」の提供を希望する場合、「サービス期間」満了日前に継続「アブライアンス・サービス」を NI+C に注文しなければなりません。それ以外の場合は次条に定める「再開」の条件が適用されます。

8. 「アブライアンス・サービス」の再開

期間満了となった「アブライアンス・サービス」を復活させるためには、ライセンシーは、NI+C 所定の価格にて、新規に「アブライアンス・サービス」に関する契約を締結する必要があります。NI+C は、「アブライアンス・サービス」を再提供する前に、ライセンシーの費用負担により、「アブライアンス」を検査することができるものとします。「アブライアンス」が、「アブライアンス・サービス」を受けることのできる状態にない場合、ライセンシーは、NI+C に対し当該「アブライアンス」を有償で修復するように要求すること、または「アブライアンス保守の再開」の要求を撤回することができます。NI+C は、その独自の裁量により、修復が可能か否かを決定するものとします。修復は、有償サービスとして提供されます。

9. 「アブライアンス・サービス」の終了および中止

NI+C が特定の「アブライアンス」に関する「アブライアンス・サービス」の営業活動を終了した場合、ライセンシーは以下の事項を了承するものとします。

a. NI+C が、当該「アブライアンス」に対する「アブライアンス・サービス」の更新を提供しないこと。

終了後もその性質上残存すべき条項は、履行が完了するまで有効に存続するものとし、譲受および承継人に対しても適用されます。

以上